



# 子育てをサポートします！ すこやか出産祝い金を贈呈します！

次の世代を担うお子さんの誕生を祝福するとともに、健やかな成長を願い、出産祝い金を贈呈します。

## ◆ 対象者

出生時、村山市に住民登録されたお子さん

## ◆ 支給要件

- ・ 申請者は、村山市の住民基本台帳に登録されている父親または母親
  - ・ 出生後も引き続き村山市に居る意思があり、村山市で子育てをする方
- ※里帰り出産等の一時的な居住、他市町村への転出予定のある方は該当しません

## ◆ 支給額

第1子 10万円

以降、1子ごとに10万円を増額します。 ※裏面参照

## ◆ 手続きの方法

出産から30日以内に申請してください。申請には以下の書類が必要です。

- ① 村山市すこやか出産祝い金支給申請書(様式第1号)
  - ② 申請者名義の振込先の通帳(キャッシュカード可)の写し
- ※養育しているお子さんが申請者と住所が異なる場合も対象となりますが、養育していることを証明するものが必要になります。

## ◆ その他

申請書を提出していただいた後、申請内容を審査させていただきます。

申請内容に不正等がみられた場合は、支給後に返還していただく場合があります。

【問合せ】 村山市保健課 健康指導係 電話 0237-55-2111(内線 139)

### 養育児童、第何子の考え方

申請書に記入する養育児童は、対象の児が出生時点において、申請者が「養育している18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(高校3年生相当)」とします。

(例: 令和8年度の場合)

長男(20歳)	次男(18歳・高校3年生) H20.4.2~H21.4.1 生まれ	三男(16歳) 学校の寮の住所(県外) 養育を確認済	長女(0歳) R8.4.1生まれ 対象児
含めない	養育児童に含める (第1子)	養育児童に含める (第2子)	(第3子) <b>30万円</b>